

**自動車事故被害者への
援護制度のご案内**

育成資金貸付制度（無利子）

対象者

保護者の方が自動車、オートバイ事故に遭われて亡くなられたり、重い後遺障害を残すことになったご家族の中学生以下のお子様。

貸付金

- ・一時金 155,000円
- ・月額 20,000円
- ・入学時支度金 44,000円

返還方法

卒業後20年以内の均等払い。なお、進学した場合は在学期間中返還猶予されます。

重度障害者介護料支給

対象者

自動車、オートバイ事故により、脳、脊髄、胸腹部臓器損傷、後遺障害の程度が次に該当する方

・常時要介護の方

月額58,570円

136,880円

・随時要介護の方

月額29,290円

54,000円

問い合わせ先

NAVVA自動車事故対策
機構栃木支所
☎028(622)9001

**斎場使用料補助金に
ついて**

管外の斎場（火葬場）を使用し管外料金を支払った場合、補助金が交付されます。

一時、管外料金を全額支払っていたら、補助金申請・請求後に市より補助金が交付されます。

対象者

亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること。

対象施設

全国全ての斎場での火葬及び待合室が対象になります。

※「宇都宮市 悠久の丘」「小山聖苑」に関しては式場、控室、霊安室等も補助対象になります。

補助額

火葬については58,800円、待合室については16,050円を限度に補助金が交付されます。

式場等については管外料金

と管内料金の差額になります。

申請方法

補助金交付申請書に領収書を添付し、環境課または市民課各窓口へ提出してください。

管外斎場とは

- 石橋地区の方…全ての斎場
- 国分寺・南河内地区の方…

小山聖苑以外の斎場

問い合わせ先

環境課☎(40)5559

**小山聖苑空調設備改修
工事のお知らせ**

小山聖苑では、施設利用者の利便性向上のため、老朽化した空調設備の更新工事及び大小式場並びに待合室の天井等改修工事を実施します。次の日程で式場等の利用が出来なくなります。火葬業務は通常通り行います。工事期間中、利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

式場工事期間

11月1日(木)～11日(日)

※式場（昂・銀河）の利用が出来なくなります。

問い合わせ先

小山聖苑☎(22)1175

下水道事業受益者負担金の負担区及び負担金の改正について

下水道事業の工事費は国や市などの公費のほか、下水道が整備される区域の方々に負担していただく受益者負担金で賄われています。

平成24年9月に条例改正を行い、新しい負担区及び負担金を次のとおり改正しましたのでお知らせします。なお、受益者負担金は下水道供用開始後に納めていただくこととなります。

問い合わせ先

下水道課☎(48)2123

改正後の下水道負担区及び負担金額

負担区の名称(改正前負担区)		単位負担金額
市街化区域	国分寺負担区 (合併前の国分寺町東部及び西部負担区)	1㎡当たり 300円
	石橋負担区 (合併前の石橋町市街化区域)	
	仁良川負担区 (合併前の南河内町仁良川負担区)	
市街化調整区域	石橋市街化調整区域負担区 (合併前の石橋町市街化調整区域)	1件当たり 400,000円
	国分寺負担区 (合併前の国分寺町負担区)	1件当たり 545,000円
	南河内負担区 (合併前の南河内町負担区)	1件当たり 380,000円
	関根井、笹原、祇園原負担区	1件当たり 365,000円